

## 大学学習資源コンソーシアム運営委員会細則

### (趣旨)

第1条 大学学習資源コンソーシアム規約第9条第5項に基づき、運営委員会の運営に関し必要な事項を定める。

### (運営委員)

第1条 運営委員は、会員の代表者又は代表者が指名する会員の職員から運営委員長が選任し、総会において承認を得る。

- 2 運営委員長は、特に必要があると認めるときは、総会の承認を得て、前項以外の会員の職員を運営委員に指名することができる。
- 3 運営委員長は、運営委員のうち1名を副委員長として指名する。
- 4 副委員長は運営委員長を補佐する。

### (任期)

第3条 運営委員の任期は、承認された定期総会の終了時から次の定期総会の終了時までとする。

- 2 任期満了前に退任した運営委員の後任として選任された運営委員の任期は、退任した運営委員の任期の満了する日までとする。

### (職務)

第4条 運営委員会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 運営委員の職務の執行の監督
- (3) その他本会の運営に関する事項の検討

### (会議の招集等)

第5条 運営委員会は、必要に応じ運営委員長が招集する。

- 2 運営委員会は、必要に応じて書面又は電子メールにより開催することができる。
- 3 運営委員長が欠けたとき又は運営委員長に事故があるときは、副委員長が運営委員会を招集する。
- 4 運営委員会には、運営委員会によって承認されたアドバイザーコミッティのメンバーをオブザーバーとして参加させることができる。

### (議事)

第6条 運営委員会は、委任状出席を含め、構成員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 運営委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決するものとする。ただし、

可否同数のときは、運営委員長の決するところによる。

(議長)

第7条 運営委員会の議長は、運営委員長が務める。

2 運営委員長が欠けたとき又は運営委員長に事故があるときは、副委員長が議長を務める。

(議事録)

第8条 運営委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した運営委員から選出された議事録署名人1名以上は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

1 この細則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

1 この細則は平成27年6月22日から施行する。

## 大学学習資源コンソーシアムアドバイザー委員会細則

(趣旨)

第1条 大学学習資源コンソーシアム規約第10条第2項に基づき、アドバイザー委員会に関して必要な事項を定める。

(メンバー)

第2条 アドバイザー委員会のメンバーの選任及び解任は、運営委員会が決定するものとし、任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 メンバーは、議決権を持たないアドバイザーとして運営委員会に参加することができる。
- 3 メンバーは、必要に応じてワーキング・グループに参加することができる。
- 4 メンバーは、本会運営に関して必要な助言を行う。

(雑則)

第3条 この細則に定めるもののほか、アドバイザー委員会に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

附 則

- 1 この細則は、平成26年5月1日から施行する。
- 2 本会の設立当初のメンバーの任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、平成26年5月1日から平成27年3月31日までとする。

附 則

- 1 この細則は平成27年6月22日から施行する。

## 大学学習資源コンソーシアムワーキング・グループ細則

### (趣旨)

第1条 大学学習資源コンソーシアム規約第11条第4項に基づき、ワーキング・グループに関して必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 ワーキング・グループに、主査を置く。

- 2 ワーキング・グループの主査は、運営委員長が指名する運営委員が務めるものとする。
- 3 ワーキング・グループのメンバーは、主査が選任し、運営委員会の承認を得るものとする。
- 4 主査は、必要に応じて会員以外のメンバーをワーキング・グループに参加させることができる。

### (運営)

第3条 ワーキング・グループの活動内容及び活動方法については、運営委員会において定める。

- 2 ワーキング・グループの主査は、活動の経過及び成果を運営委員会に報告するものとする。

### (雑則)

第4条 この細則に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、主査がワーキング・グループに諮って定める。

### 附 則

- 1 この細則は、平成26年5月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この細則は、平成27年6月22日から施行する。

## 大学学習資源コンソーシアム入会金及び年会費細則

(趣旨)

第1条 大学学習資源コンソーシアム規約第6条に基づき、大学学習資源コンソーシアムの入会金及び年会費に関して必要な事項を定める。

(入会金及び年会費の額)

第2条 入会金及び年会費は、当分の間徴収しない。

(雑則)

第3条 この細則に定めるもののほか、入会金及び年会費に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

附 則

1 この細則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成27年6月22日から施行する。